

埜町耐震改修促進計画



令和4年3月

埜 町

目 次

第 1	計画の概要	1
	1. 計画の目的	1
	2. 計画の位置付け	1
	3. 計画の対象区域	1
	4. 計画の期間	1
	5. 耐震化を図る建築物	1
第 2	建築物の耐震化に関する目標	2
	1. 耐震化の現状	2
	2. 耐震改修等の目標の設定	3
	3. 公共建築物の耐震化の目標	3
第 3	建築物の耐震化・減災化を促進する施策	3
	1. 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針	3
	2. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	3
	3. 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備	4
	4. 地震時の建築物の総合的な安全対策	4
	5. 優先的に着手すべき建築物等の設定	4
第 4	建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及	5
	1. 地震ハザードマップの作成・公表	5
	2. 相談体制の整備	5
	3. パンフレットの活用	5
	4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	5
	5. 町内会等との連携	5
	6.	
第 5	その他建築物の耐震化に関し必要な事項	5
	1. 計画達成に向けて	5
	参考資料	6

第1 計画の概要

1 計画の目的

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、地震災害への対策が重要な課題となっている。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人もの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させた。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生した。この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、福島県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらした。

そして、10年後となる令和3年2月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、福島県は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けた。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けられない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要となる。

本計画は、町内における住宅・建築物の耐震化を促進する指針として策定するもので、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的とする。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第5条第1項の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて、福島県が定めた「福島県耐震改修促進計画」に沿って、町内に存する建築物の耐震化の促進を図るための指針として策定するものである。

3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、塙町全域とする。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

5 耐震化を図る建築物

町民は、自ら所有又は管理する建築物について、地震に対して安全性を確保するよう努力する必要がある。

本計画では建築物の用途、規模、構造、建設年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物として、以下に示すもののうち旧耐震基準により建設されたものを対象とする。

① 住宅

町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも重要な住宅の耐震化を促進する。

② 特定建築物等

法第 14 条第 1 項第 1 号に規定する特定建築物（多数のものが利用する学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、福祉施設、工場、賃貸住宅等で階数 3 以上かつ床面積 1,000 m²以上のもの等）及び法第 14 条第 1 項第 2 号並びに法第 14 条第 1 項第 3 号に規定する建築物

③ 防災上重要建築物

以下の区分により分類する。

区 分		施 設
防災拠点施設	連絡通信・活動司令等、防災拠点として諸機能の確保を必要とする施設	埴町役場本庁舎、埴町防災センター、埴町公民館
避難施設	被災住宅の避難場所としての期待を担う特定施設	指定避難所、福祉避難所
緊急医療施設	緊急時の医療活動施設	埴厚生病院、車田病院
居住施設	居住者の安全性を確保すべき施設	町営住宅

第 2 建築物の耐震化に関する目標

1 耐震化の現状

建築物の耐震化に関する目標は、これまで平成 27 年度時点における住宅及び特定建築物の耐震化率を 90%以上としてきたが、目標達成には至らなかった。

本計画では、この結果及び耐震化の現状を踏まえた上で、特に住宅及び防災上重要建築物に重点化し、本町における耐震化の目標値を設定する。

①住宅

令和 2 年 12 月末現在の住宅数及び平成 30 年住宅・土地統計調査に基づく推計からの住宅の耐震化の状況は表 2 のとおりである。住宅総数 4,747 戸のうち、3,468 戸（73.1%）の住宅が耐震性能を有し、1,279 戸（26.9%）の住宅の耐震性能が不十分と推計され、耐震改修の促進が必要である。

②特定建築物等

本町には、令和 3 年 3 月 31 日時点で、特定建築物等が総 31 棟存在する。このうち 29 棟（93.5%）の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、2 棟（6.5%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がないために、耐震性能が不十分の可能性はある。

③防災上重要建築物

特定建築物に該当しない規模の防災上重要建築物（防災拠点施設 3 棟、避難施設 55 棟、居住施設 41 棟 計 99 棟）で耐震性能を有する建築物は 85 棟（防災拠点施設 3 棟、避難施設 51 棟、居住施設 31 棟）であり、14 棟が耐震診断を行っていないか又は耐震強度が不十分である。

2 耐震改修等の目標の設定

本計画において掲げる耐震化率の目標値は、下表のとおりとします。

区 分	現況 (%) (令和 3 年度)	目標値 (%) (令和 12 年度)
住宅	73.1	概ね解消
特定建築物等	93.5	概ね解消
防災拠点施設※	100.0	100.0
避難施設※	92.7	概ね解消
緊急医療施設※	-	-
居住施設※	75.6	概ね解消

※特定建築物等を除く

3 公共建築物の耐震化の目標

本計画において町が耐震対策の対象とする建築物は、特定建築物等と防災上重要建築物のうち、旧耐震基準により建設されたものとする（以下「対象建築物」という。）

対象建築物の耐震改修の目標は、「2 耐震改修等の目標の設定」を踏まえ、令和 7 年度に概ね解消することとする。

第3 建築物の耐震化・減災化を促進する施策

1 耐震化に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講ずるとともに、自ら所管する町有建築物の耐震化について率先して取り組むこととする。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の所有者等に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図るものとする。

- （1）木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、耐震診断を行う建築士等の派遣に要する費用を負担する市町村に対して、国・県が実施している補助事業を活用し、「埴町木造住宅耐震診断者派遣事業」により所有者への支援を実施する。

①対象住宅

- ・旧耐震基準により建設された戸建て住宅で、一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法による木造 3 階建て以下の住宅

②補助率及び個人負担

- ・埴町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱による。

- （2）埴町内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う場合、国・県が実施している補助事業を活用し、「埴町木造住宅耐震改修支援事業」により所有者への支援を実施する。

①対象住宅

- ・耐震診断の結果、耐震基準を満たさないと判断された住宅

②補助率及び個人負担

- ・埴町木造住宅耐震改修支援事業実施要綱による。

(3) 住宅の所有者等が当該住宅敷地内のブロック塀等の改修や除却を行う場合、国の木造住宅等耐震化支援事業を活用し、「埴町ブロック塀等改修等支援事業」により所有者等への支援を実施する。

①対象物

- ・避難路沿道等に存し、診断の結果倒壊の危険性があるブロック塀等

②補助率及び個人負担

- ・埴町ブロック塀等改修等支援事業補助金交付要綱による。

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」（平成17年7月作成、令和3年4月1日改正）を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努める。

② 町民への啓発活動

町の広報誌等を活用し、広く耐震化に関する情報提供及び啓発を行い、町民の防災意識の向上を図る。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でも家具の転倒、窓ガラス・天井の破損・落下などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進する。

5 優先的に着手すべき建築物等の設定

(1) 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・木造住宅
- ・特定建築物等
- ・防災上重要建築物

(2) 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、埴町地域防災計画で定める緊急輸送路線、その他県道及びそれらと避難所とを結ぶ町道路線、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路（生活道路）路線、通学路路線の沿道とする。

第4 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

住宅の耐震化を一層促進し、埜町民の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」策定し、その進捗状況を把握・評価するとともに、住宅の耐震化を促進する。

2 相談体制の整備

町の建築担当課を建築相談窓口として、木造耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に対応する。

3 パンフレットの活用

福島県が作成したパンフレット等を活用し、住宅の耐震化の普及啓発に努める。

4 リフォームにあわせた耐震化の誘導

住まいのバリアフリー化、間取りの変更といった耐震化以外の目的での増改築をきっかけに耐震化を図ることで、所有者の負担を軽減し、効率的であることから、福島県耐震化・リフォーム等推進協議会から得た情報の提供を行う。

5 町内会等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であるため、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行う様、普及啓発を行う。

第5 その他建築物の耐震化に関し必要な事項

1 関係部局等の連携

道路、防災、衛生、観光、商工、福祉、教育等各部局の連携を図るとともに、町の耐震化の目標や施策と整合を図り、必要な取り組みを推進する。

2 計画達成に向けて

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを実施する。

参考資料

表1 特定建築物等 用途・規模要件一覧

法	政令第6条第2項	用途	法第14条の所有者の努力義務及び法第15条第1項の指導・助言対象建築物	法第15条第2項の指示対象建築物	
法第14条第1項第1号―特定建築物―	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	—
		博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場			
		公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場等を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上	—		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	
法第14条第1項第2号	危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	
法第14条第1項第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	—	

表2 住宅の耐震化の現状

区分	昭和56年6月以降の住宅(戸)①	昭和56年5月以前の住宅(戸)②		住宅総数(戸)⑤ (①+②)	耐震性能有住宅数(戸) (推計値)⑥ (①+③+④)	耐震化率(%) (推計値) ⑤/④
		耐震性が確保されている住宅(耐震改修工事をしたものを除く)(戸) (推計値)③	耐震改修工事実施戸数(戸) (推計値)④			
木造	2,092	931	280	4,576	3,303	72.2
非木造	115	50	0	171	165	96.5
合計	2,207	981	280	4,747	3,468	73.1

※住宅数については、令和2年12月末現在の数値とした。

※木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋・鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

※福島県の平成30年住宅・土地統計調査に基づき昭和56年5月以前の住宅のうち、木造については耐震性が確保されている住宅(耐震改修工事をしたものを除く)を37.5%、耐震改修工事実施戸数を11.3%とし、非木造については耐震性が確保されている住宅(耐震改修工事をしたものを除く)を90.2%とし、耐震改修工事実施戸数を1.5%とし(1未満の数は切り捨て)推計した。

表3 特定建築物等の耐震化の現状

(令和3年度調査による棟数)

区 分	昭和56年6月以降の建築物(棟) ①	昭和56年5月以前の建築物(棟) ②	耐震性能有(棟) ③	建築物数(棟)④ (①+②)	耐震性能有建築物数(棟)⑤ (①+③)	耐震化率(%) ⑤/④		
特定建築物等	17	14	12	31	29	93.5		
法第14条第1号	避難施設 (学校・体育館等)	公共	5	12	12	17	100.0	
		民間	0	0	0	0	-	
		緊急医療施設(病院)	2	0	0	2	2	100.0
	公共	0	0	0	0	0	-	
		民間	2	0	0	2	100.0	
	居住施設 (共同住宅、ホテル)	8	0	0	8	8	100.0	
		公共	3	0	0	3	100.0	
		民間	5	0	0	5	100.0	
	多数が利用する施設(工場・事務所)	2	0	0	2	2	100.0	
		公共	0	0	0	0	-	
	民間	2	0	0	2	2	100.0	
	不特定多数が利用する施設	0	1	0	1	0	0.0	
		公共	0	1	0	1	0	0.0
		民間	0	0	0	0	0	-
合計	17	13	12	30	29	96.7		
	公共	8	13	12	21	20	95.2	
	民間	9	0	0	9	9	100.0	
法第14条第3号	0	1	0	1	0	0.0		
	公共	0	0	0	0	-		
	民間	0	1	0	1	0	0.0	

※ 本町には、法第14条第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はない。

表4 防災上重要建築物の耐震化の現状

区 分	昭和 56 年 6 月 以 降 の 建 築 物 (棟) ①	昭和 56 年 5 月 以 前 の 建 築 物 (棟) ②	耐 震 性 能 有 (棟) ③	建 築 物 数 (棟) ④ (①+②)	耐 震 性 能 有 建 築 物 数 (棟) ⑤ (①+③)	耐 震 化 率 (%) ⑤/④
防災拠点施設	2	1	1	3	3	100.0
避難施設	44	11	7	55	51	92.7
居住施設	19	22	12	41	31	75.6

※ 特定建築物を除く

表4 埴町地域防災計画で定める緊急輸送路線一覧

種 別	路 線 等 名	備 考
国 道	118号	第1次確保路線
	289号	
	349号	
主要地方道	埴泉崎線	第2次確保路線
	埴大津港線	
一般県道	赤坂東野埴線	

表5 その他県道一覧

種 別	路 線 等 名	備 考
一般県道	高萩埴線	
	磐城埴停車場線	
	石井大子線	
	矢祭山八槻線	
	埴大津港線	

表6 避難所等一覧

No.	名称	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所	福祉避難所
1	塙一区集会所	塙字上町19-12	○		
2	塙町公民館	塙字桜木町80	○	○	
3	塙町営体育館	塙字桜木町80	○	○	
4	道の駅はなわ	塙字桜木町388-1	○		
5	桜木町コミュニティ消防センター	塙字桜木町172	○		
6	塙第1コミュニティ消防センター	塙字代官町54	○		
7	塙農村勤労福祉会館	塙字大町三丁目19	○		
8	塙第2コミュニティ消防センター	塙字材木町6-2	○		
9	塙町デイサービスセンター	塙字材木町32			○
10	上渋井集会所	上渋井字寄居166	○		
11	堀越集会所	堀越字南60-1	○		
12	小高集会所	堀越字堀木田101	○		
13	塙町公民館西河内分館	西河内字吉ノ目127	○		
14	久保田集会所	西河内字虻沢134	○		
15	塙町公民館東河内分館	東河内字矢倉3	○		
16	出戸集会所	東河内字秋葉下63	○		
17	一本木集会所	東河内字湯沢67	○		
18	水元集会所	常世北野字水元234-1	○		
19	赤坂区集会所	常世北野字赤坂147-2	○		
20	常豊地区体育館	常世北野字八幡106-1	○	○	
21	旧常豊幼稚園	常世北野字八幡120	○	○	
22	塙町常豊地区公民館	常世北野字八幡298	○		
23	常世中野集会所	常世中野字銭神田6-1	○		
24	竹之内コミュニティ消防センター	竹之内字竹之内125-1	○		
25	塙中学校体育館	竹之内字草田3	○		
26	板庭コミュニティ消防センター	板庭字大苗田395-6	○		
27	中塚コミュニティ消防センター	中塚字中館81-1	○		
28	田野作集会所	田野作字田野作54	○		
29	塙町公民館丸ヶ草分館	田代字家ノ前21	○		
30	塙町公民館田代分館	田代字急度内68	○		
31	塙町公民館大蕨分館	大蕨字坂本6	○		
32	塙町公民館那倉分館	那倉字吉元97	○		
33	矢塚コミュニティ消防センター	那倉字矢塚73-2	○		
34	片貝地区体育館	片貝字五升蒔126	○	○	
35	塙町公民館片貝分館	片貝字五升蒔126	○		
36	殿畑集会所	片貝字長久木国有林82	○		

No.	名称	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所	福祉避難所
37	石堀子集会所	片貝字長久木362-14	○		
38	折籠地区集会所	大蕨字南田代14	○		
39	湯遊ランドはなわ	湯岐字立石21			○
40	塙町公民館木野反分館	木野反字才我地45-6	○		
41	木野反地区多目的集会所	木野反字赤坂1	○		
42	前田区集会所	山形字前田坂104	○		
43	森ノ根区集会所	山形字森ノ根8-1	○		
44	笹原小学校体育館	川上字馬場77	○	○	
45	笹原幼稚園	川上字馬場57	○		
46	塙町笹原地区公民館	川上字堀之内217	○		
47	塙町笹原地区公民館体育館	川上字堀之内217	○		
48	川上三区集会所	川上字清水20-2	○		
49	川上四区集会所	川上字東平39-1	○		
50	塙町公民館上石井分館	上石井字仲堀220	○		
51	稲沢集会所	台宿字中稲沢247-3	○		
52	塙町公民館台宿分館	台宿字北原75-1	○		
53	福島県立塙工業高等学校体育館	台宿字北原121	○		
54	塙町放課後児童健全育成施設	台宿字下川原49	○		
55	塙小学校体育館	台宿字下川原5	○	○	
56	塙町公民館伊香分館	伊香字下町2-2	○		
57	塙町公民館伊香分館体育館	伊香字下町1	○	○	
58	高城地区体育館	植田字森戸25	○		
59	塙町高城地区公民館	植田字坂ノ下55-1	○		
60	塙町公民館真名畑分館	真名畑字宮田50	○		
61	塙町公民館真名畑分館体育館	真名畑字宮田50	○		
62	南原コミュニティ集会所	台宿字南原78-13	○		
63	塙町営野球場	塙字桜木町80		○	
64	栄町児童公園	塙字栄町14-4、42		○	
65	西河内農村公園	西河内字観音前1-1		○	
66	東河内農村公園	東河内字矢倉5		○	
67	東河内地区林業者保健休養広場	東河内字荒屋270		○	
68	常豊地区運動場	常世北野字八幡120		○	
69	塙中学校グラウンド	竹之内字草田3		○	
70	田代農村公園	田代字急度内67		○	
71	塙町公民館片貝分館運動場	片貝字五升蒔126		○	
72	湯岐木野反農村公園	木野反字才我地20-1		○	
73	笹原小学校グラウンド	川上字馬場77		○	

No.	名 称	所在地	指定 避難所	指定緊急 避難場所	福祉 避難所
74	埴小学校グラウンド	台宿字下川原5		○	
75	伊香農村公園	伊香字下町2-2		○	
76	植田農村公園	植田字又六103-1		○	
77	植田ふれあい広場	植田字坂ノ下11-5外		○	
78	真名畑農村公園	真名畑字宮田50		○	
79	台宿農村公園	台宿字南原78-119		○	

表7 埴町地域防災計画で定める緊急輸送路線及びその他県道と避難所とを結ぶ町道路線一覧

種 別	路 線 等 名	備 考
一般町道	北野松岡線	
	埴勿来線	
	桜木町末広線	
	埴台宿線	
	埴棚倉線	
	川上東河内線	
	一本木湯沢線	
	前田矢祭線	
二級町道	西河内堀越線	
	荒屋一本木線	
	板庭田の作湯船線	
	湯船山形大畑線	
	萩平橋本線	
	落合殿畑線	
	稲沢八槻線	
一般町道	大町線	
	上町線	
	埴若宮線	
	川向グラウンド線	
	桜木町中央線	
	水元千本木線	
	荒屋五郎内線	
	真名畑宮田線	
	折戸線	
	台宿南原線	
	台宿北原線	
	下川原線	
	下川原下稲沢線	
	南原1号線	
	南原2号線	
	南原3号線	
	南原4号線	
	南原5号線	
	南原6号線	
	南原7号線	
南原8号線		
南原9号線		

一般町道	南原10号線	
	南原11号線	
	南原12号線	
	南原13号線	
	南原14号線	
	南原15号線	
	中平芦ノ口線	
	折籠南線	
	湯遊ランド線	
	吉元塚野線	
林道	鍬木田一本木Ⅱ線	
	川辺折籠線	

表8 特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路（生活道路）路線、通学路路線一覧

種 別	路 線 等 名	備 考
一般町道	材木町寄居線	
	桃木田停車場線	
	桃木田母子寮線	
	栄町大町線	
	大町東線	
	栄町宮田線	
	本町柳町線	
	代官町柳町線	
	代官町線	
	塙登記所線	
	下町裏門線	
	本町塙大橋線	
	柳町線	
	塙南線	
	桜木町線	
	大町西線	
	金砂線	
	金砂団地線	
	栄団地線	
	柳町中央線	
	胡桃下線	
	大町北線	
	末広町1号線	
	末広町2号線	
	末広町3号線	
	末広町4号線	
	川上谷川線	
	川上丸ヶ草線	
	川上・上石井線	
	清水和久見明線	
中平和久線		
花園清水線		